

韓国原爆被害者協会（在韓被爆者協会）の概要

平成元年9月

北東アジア課

1. 地位

韓国政府（保険社会部）認可の社団法人（1967年7月10日設立）

2. 目的

第二次世界大戦中、広島市及び長崎市地域で原爆により被害を受けた大韓民国国民である原爆被害者及びその子孫たちの、健康管理、福祉向上及び権益擁護

3. 事業

- (1) 会員の福祉向上に関する事項
- (2) 会員間の相互扶助及び親睦に関する事項
- (3) 被爆者の権益擁護に関する事項
- (4) 国内外原爆被害者後援団体との共助及び交流
- (5) その他協会資金調達に必要な付帯事業

4. 組織（1989年8月現在）

- (1) 会長 辛泳洙
- (2) 副会長 徐錫祐、蘇閔生
- (3) 理事 18名、監事 2名
- (4) 会員 2180名（1988年現在）

5. 協会に対する政府の統制

(1) 人事

総会で選出された役員は保険社会部長官に報告

(2) 予算及び事業計画

予算及び事業計画書は、総会の決議を経て保険社会部長官に提出

(3) 決算及び事業実績

総会の決議を経て保険社会部長官に提出

(4) 財産の処分又は解散後の財産の帰属

保険社会部長官の許可を得て決定

(5) 協会定款の変更

総会の議決後、保険社会部長官の許可を必要

(6) 定款の施行

保険社会部長官の許可した日から施行

(7) 解散

総会の議決後、保険社会部長官に申告

6. 主要実績

(1) 巡回診療、国内治療実施

約8300名(1977年-88年)

(2) 全国5支部に対する医療費等支援

約2000万ウォン/年(最近5年間平均)

(3) 渡日治療業務支援

(4) 在韓被爆者慰霊祭の実施(毎年)

7. 国庫補助、寄付金及び資産

(1) 対協会国庫補助

総額 約1億990万ウォン (1980年から)

(2) 寄付金

総額 約2億7000万ウォン (1970年から)

(3) 基本資産

本部及び直営養老院等 総額4260万ウォン